

歴史的風土の保存・継承小委員会報告
(案)

平成19年12月25日

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会
歴史的風土部会 歴史的風土の保存・継承小委員会

1 歴史的風土の保存・継承小委員会報告（案）

2
3 目 次

4

5 1 歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果と今後のあり方に関する検討経緯..... 1

6

7 (1) 古都保存法 40 年の成果..... 1

8 (2) 古都保存行政の今後のあり方に関する検討経緯..... 1

9 (3) 歴史的文化的資産を活かしたまちづくり制度の成果と検討経緯... 3

10

11 2 歴史的文化的資産をめぐる現状と課題..... 4

12 (1) 歴史的文化的資産の保存・活用・再生に係る現状..... 4

13 (2) 現行制度の活用状況と課題..... 5

14

15 3 今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方..... 6

16 (1) 市街地における歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方. 6

17 (2) 今後の古都保存行政のあり方..... 6

18

19 4 歴史的風致を保存・継承し、再生するまちづくり..... 7

20 (1) 新たなまちづくり制度の位置付け..... 7

21 (2) 新たな概念の明確化について..... 8

22 (3) 新たな制度における国の支援のあり方..... 9

23 (4) 国が講ずるべき支援の内容..... 10

24

25 5 報告に当たって..... 12

歴史的風土の保存・継承小委員会報告（案）

1 歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果と今後のあり方に関する検討経緯

(1) 古都保存法 40 年の成果

昭和 41 年「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下、「古都保存法」という。）が、議員立法により制定された。古都保存法が制定された時代のわが国は高度経済成長の最盛期にあり、所得水準の向上や人口の著しい増加に伴い、大都市郊外の宅地開発が盛んに行われていた。それまで、歴史的意義を有する建造物・遺跡等が周囲の自然的環境と一体となって往時の伝統と文化を具現するわが国固有の「歴史的風土」が侵されることなく良好な状態を維持していた鎌倉、京都等の古都においても、政治・文化の中心であったそれぞれの時代の建造物・遺跡等の周囲の恵まれた自然的環境が、開発によって失われるおそれが強くなったため、これを守ろうとする地元住民の熱意が基礎となって新たな法律の制定へと結晶したのである。

古都保存法では、初めて法律で定義された「古都」というわが国を代表する都市における歴史的風土を保存する観点から、法律を適用する都市については国が法令に定める方式が採られ、京都市、奈良市、鎌倉市の 3 都市を法律に直接定めたほか、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の市町村を定める政令」（以下「政令」という。）においてこれまでに 7 市町村を定め、わが国往時の政治・文化の中心となった古都として 10 都市を指定した。指定された都市では、歴史的風土を保存するために必要な緑地等の自然的環境について、建築物の建築、宅地の造成等を規制するとともに、特に重要な地区は都市計画に定め、現状凍結的な厳しい規制を含む行為制限を行い、損失補償として土地を買い入れる仕組みをわが国で初めて導入した。

このような措置を講ずることにより、限定的に指定された各都市における文化財等の歴史的意義のある建造物や遺跡等と一体となった自然的環境については、良好に維持され、往時をほうふつとさせる景観が保全されることとなった。

(2) 古都保存行政の今後のあり方に関する検討経緯

萩市や犬山市等、歴史的文化的資産を今に伝える前向きな取組を進める一

1 部の地方公共団体では、古都保存法の対象都市でなくても、早くから歴史的
2 文化的資産の保存と活用を通じて地域活性化を目指す独自の努力がなされ
3 ている。

4 このような情勢を背景として、本審議会の前身である歴史的風土審議会は、
5 古都以外の都市における歴史的文化的資産についても、古都同様に国民共有
6 の資産として保存・継承が図られるよう国として支援すべき旨を、平成 10
7 年に内閣総理大臣に対して意見具申している。これを受け、平成 15 年に国
8 土交通大臣から本審議会に対し、大津市の古都指定に対する滋賀県・大津市
9 の要望と、意見具申において今後の古都保存行政に求められるものとして例
10 示された次の 4 点、

- 11 ① 古都保存行政の理念の全国展開
- 12 ② 古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進
- 13 ③ 凍結的保存からきめ細かい維持保存活用への展開
- 14 ④ 国民の自発的活動を促す普及啓発活動の展開と条件整備

15 を踏まえ、「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあ
16 り方はいかにあるべきか。」について諮問がなされた。

17 歴史的風土部会では、この諮問を受け、まず大津市の古都指定について、
18 仏教文化の面において「時代を代表する歴史上重要な文化の中心地」である
19 ため、これを適当とする旨の答申を行い、同年中に大津市が 10 都市目の古
20 都として政令に指定された。

21 次に歴史的風土部会は、平成 17 年に「古都保存行政の理念の全国展開小
22 委員会」を設置して古都保存行政の理念を全国に展開するために措置すべき
23 事項について検討し、古都保存法施行 40 周年の節目にあたる平成 18 年に、
24 古都以外にも優れた歴史的文化的資産を今に伝える都市は多数存在し、これ
25 を国民共有の精神的なよりどころとして次世代に継承されるべきであるこ
26 とを基本とした次のような報告を受け、これを了承した。

- 27 (1) まちづくりに関わる制度等が歴史的文化的資産の保存・活用を軸に活
28 用されるよう発想を転換するとともに、歴史的文化的資産を保存・継承
29 する方法を、法制面、財政面、税制面から検討すべき。
- 30 (2) 歴史的文化的資産の核となる歴史的建造物等や自然的環境は厳格に維
31 持保存しつつ、持続可能な住民生活が営まれるよう修復、復原・整備等、
32 新たな価値の創出を図るべき。
- 33 (3) 歴史的文化的資産を有する地域等が、自らの価値の再認識に資する普
34 及啓発活動を推進するとともに、多様な主体が歴史的文化的資産を活か
35 したまちづくりについて合意、ルールを設けて実践するプロセスを確保
36 すべき。

1 これらを受けて、歴史的風土部会では引き続き平成 19 年 5 月に本小委員
2 会を設置し、以上の情勢を踏まえて具体的な検討を進めてきたが、本報告は、
3 速やかに答申がなされた大津市の古都指定に関する事項を除く、今後の古都
4 保存行政のあり方について包括的に報告するものであり、平成 15 年の諮問
5 に答えるものである。

7 (3) 歴史的文化的資産を活かしたまちづくり制度の成果と検討経緯

9 大正 8 年に制定された最初の都市計画法においては、後に景観地区となる
10 美観地区、戦前に各地で積極的に指定された風致地区が位置付けられ、歴史
11 性を含めた都市の美観や風致の維持に積極的に取り組んでいた。

12 古都保存法制定以降も昭和 40 年代の後半にかけて、高度経済成長の進展
13 を背景とした歴史的な街並み保存等を目的とした市民運動が各地で起こり、
14 これに応じて先進的な地方公共団体が展開した独自の保存措置を支えるた
15 め、伝統的建造物群保存地区が、昭和 50 年の都市計画法及び文化財保護法
16 の改正により設けられた。伝統的建造物群保存地区は、都市計画区域・準都
17 市計画区域内においては伝統的建造物群と一体をなしてその価値を形成し
18 ている環境を保存するため市町村が決定する都市計画であり、これが定めら
19 れると市町村教育委員会は保存計画を策定するとともに、市町村は文化財保
20 護法に基づく政令で定める基準に従い条例を制定して具体的な制限を定め
21 る。都市計画決定された伝統的建造物群保存地区は 49 地区（平成 18 年 3 月
22 31 日現在）に上り、市街地における歴史的文化的資産を活かしたまちづくり
23 は、このような歴史的建造物等の保存のための規制に加え、周辺環境を保
24 全・再生するための都市計画法、都市緑地法等の諸制度を組み合わせて取り
25 組まれてきた。

26 また、平成 12 年に施行された地方分権一括法等の地方分権の流れ、平成
27 15 年に国土交通省が決定した「美しい国づくり政策大綱」において重点的な
28 取組事項の一つとされた「景観に関する基本法制の制定」、及び、平成 15 年
29 の社会資本整備審議会答申「都市再生ビジョン」において、都市再生に向け
30 た政策の基本的な方向の一つとして提言された、良好な景観・緑と個性的な
31 地域文化に恵まれた「都市美空間の創造」を受け、平成 16 年に景観法が制
32 定された。景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るた
33 め、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、
34 景観行政団体（地方公共団体）による景観計画の策定、景観計画区域、景観
35 地区等における良好な景観の形成のための規制、その他の各種支援措置等
36 を行う制度となった。また、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづく

1 りを推進するため、市町村の自主性や裁量性を大幅に拡大した財政支援措置
2 であるまちづくり交付金制度が同年に創設された。

3 これらを踏まえて、平成 17 年には、国土交通大臣から本審議会に対し、「新
4 しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」が諮問され、その中で、「歴史的
5 な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方」も課題の一つとして示
6 されたところである。この課題については、歴史的風土部会における審議と
7 連携を図りつつ都市計画部会においても検討することとされていることか
8 ら、本報告は歴史的風土部会においてとりまとめられた後、都市計画部会に
9 もその内容が報告されることを前提としている。

11 2 歴史的文化的資産をめぐる現状と課題

13 (1) 歴史的文化的資産の保存・活用・再生に係る現状

15 わが国においては、文化財や歴史的に価値の高い資産が残され、人々の生
16 活や生業がこれらの資産等と共に営まれることにより、わが国固有の歴史的
17 な風情・情緒・たたずまいが保存・継承されている地域が、全国に様々な形
18 で存在している。近年では、このような地域の有する歴史性が、地域の活力
19 の源泉や歴史的情緒を楽しむ観光資源となり、地場産業の振興や交流人口の
20 増加に重要である等とする国民の価値意識が高まってきており、これをテー
21 マに位置付けたまちづくりを積極的に行う地方公共団体が各地で見られる
22 ようになってきている。特に昨今は、1600 年前後に形成された城下町が築城
23 400 年を相次いで迎えており、地域のシンボル、誇りとなるような天守閣、
24 御殿等の復原の機運が各地で高まっている。

25 しかしながら一方で、歴史的に価値の高い資産と一体となって歴史的な風
26 情・情緒を醸し出している緑地等の自然的環境については、人口が減少傾向
27 に転じ市街地の外縁的拡大が緩和してきた近年においてさえ、局地的な宅地
28 開発や維持管理が困難となった緑地の売却等により、減少している地域が少
29 なくない。また、市街地においては、歴史的に価値の高い資産に係る維持管
30 理や相続の発生による多額な負担等が原因となって、特に文化財以外の歴史
31 的建造物等が失われて空地になったり、不釣り合いなマンション等が建築され
32 たりするなど、歴史的な風情・情緒・たたずまいを著しく損なう事例が多く
33 発生している。

34 このような状況が放置されることによって、わが国は世界に誇る固有の伝
35 統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、国や地域にとって
36 取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。

1
2 (2) 現行制度の活用状況と課題
3

4 歴史的な風土や文化財をまちづくりに活かす取組は、これまでも文化財行政
5 またはまちづくり行政の下に、多種多様な制度を活用して行われてきた。

6 古都保存法については、国が古都に指定した 10 都市において、文化財等
7 の歴史的意義のある建造物や遺跡等と一体となった自然的環境の保全に寄
8 与している。文化財保護法については、社寺等の建造物等の単体または群の
9 うち歴史上価値の高いものを、国、地方公共団体による指定・選定・登録、
10 管理・修理に対する指導・補助や現状変更に対する制限等により保護してい
11 る。また、都市計画関連制度として、地区の特性にふさわしい土地利用の増
12 進を用途地域の指定の補完により図る特別用途地区、市街地の環境を維持す
13 るため建築物の高さを規制する高度地区、自然的環境と一体となって良好な
14 環境の形成を建築物や工作物の開発規制により図る風致地区等の都市計画
15 制度、地域の伝統的・文化的意義ある緑地を行為制限により保全する緑地保
16 全地域・特別緑地保全地区等の都市緑地法制度、さらに、良好な景観を形成
17 するため規制、支援措置を組み合わせる景観法制度等が、まちづく
18 りの目標や地域の実情に応じて活用されている。街路、公園等の公共施設整
19 備においても、歴史のみちすじの保全・整備や幹線街路の迂回措置、歴史的
20 建築物を保全・活用した都市公園整備等が行われている。

21 しかしながら、古都保存法は対象都市が限定されている上に、まちづくり
22 の中では原則として市街地とは区分された自然的環境の保全を対象として
23 いること、文化財保護法は主として文化財単体の点的な保護措置を図るもの
24 であることから、まちづくり全体での位置付けといった視点が欠けているな
25 ど、近年の状況に対応するには必ずしも十分とは言えない。また、都市計画
26 や公共施設整備等の諸制度により歴史的に価値の高い資産の保全・活用を図
27 るための工夫をしている例も見られるものの、文化財保護行政との一体的な
28 計画により施策を推進するための制度的枠組みは存在せず、施策の総合性の
29 担保は一部の前向きな取組を進める地方公共団体の自主的な取組に見られ
30 るものに過ぎない。

31 このため、都市において歴史的文化的資産の保存・継承を図るためには、
32 文化財保護行政とまちづくり行政の連携の下、総合的・一体的な計画に基づ
33 き、自然や地形と結びついて地域の伝統や文化を具現する市街地の形成をト
34 ータルに捉えたまちづくりを進める必要がある。

3 今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方

(1) 市街地における歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方

良好な自然的環境からなる歴史的風土が形成されていない都市においても、歴史的に価値のある資産が市街地の中に存在する 경우가少なくない。また、古都保存法に指定されている都市の市街地においても、人々が活動をするまちなかの生活空間に、価値ある歴史的文化的資産が多く受け継がれている。

こうした市街地では、歴史的に価値の高い文化財が、江戸時代から明治、大正、昭和初期にわたって建築された文化財に指定されていない町家や武家屋敷等の建築物、街道や水路等の土木遺産等、及び住民等によって保存されてきた産業、祭、行事等の伝統的な活動と一体となり、また、緑地等の良好な自然的環境を背景として、歴史的な風情・情緒・たたずまいを醸し出している。また、市街地は住民等が生活や生業を営み、ライフスタイルに応じた住まい方を実現する舞台であるため、歴史的文化的資産は伝統的な産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、庭園、園芸等の伝統技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化を創造する発想の源として、また、当該地域を訪れる来街者が地域の歴史や伝統を体感し、参加する場としても大きな価値を持つものであり、これらの活用を支援するための措置が必要である。

このため、古都保存法、伝統的建造物群保存地区制度、風致地区制度や景観法等の既存の制度を最大限に活用しつつ、それに加え、国家的な重要性・緊急性等の観点から対象となる都市の基準を新たに定め、「歴史的風土」等とは異なる新たな概念の明確化と、市街地を対象とするために必要な措置を盛り込み、歴史的文化的資産を保存・活用・再生したまちづくりを支援するための新たな制度を構築すべきである。

(2) 今後の古都保存行政のあり方

古都保存法の対象となる「古都」は、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する都市とされ、その指定は昭和41年の第2回歴史的風土審議会において了承された以下の政令都市の指定要件に基づき限定的に行われ、特に第一の要件については前段の「全国的な政治の中心地」を中心に運用されてきた。

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する。

1 第一 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表す
2 る歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。

3 第二 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的
4 資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継
5 承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市
6 であること。

7 第三 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵
8 犯の恐れがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある
9 都市であること。

10 これらの要件は、歴史的風土を構成する最も重要な要素である自然的環
11 境を著しい開発圧力から守る観点で、法制定当時大きな意義があったもの
12 であり、現在においても尊重しながら、今後は第一の要件後段の「歴史上
13 重要な文化の中心地」についても運用すべきである。

14 また、歴史的風土がまちづくりにおいてより重視されている時代性を勘
15 案すると、現在古都に指定されていない都市についても歴史的風土にふさ
16 わしく、若しくは見なされ、かつ歴史的風土を保存する必要がある地域に
17 古都保存法を適用ならしめるよう、「古都」という言葉について、言葉その
18 ものが持つ価値意識に留意しつつ、例えば、「長期」、「集積」、「広範囲」と
19 いった要件について、より多くの対象が含まれるよう広い意味に捉えるべ
20 きである。さらに、『歴史的風土』の侵犯の恐れのある開発行為につい
21 ては、歴史的風土が失われた場合の回復が極めて困難であることにかんが
22 み、未然に防止する観点を含めて捉えるべきである。

23 この他、上記の措置をもってしても古都保存法の対象とならない都市で
24 あって、我が国にとって国民共有の資産たりうる歴史的文化的資産が集積
25 している都市が全国各地に存在していると考えられ、これら歴史文化都市
26 については、歴史的文化的資産の保存・活用・再生と、周辺的环境と一体
27 となって醸し出される歴史的な風情・情緒・たたずまいを保存・継承し、
28 または再生するための新たな制度の構築をもって、古都保存行政の理念の
29 全国展開の対象とするべきである。なお、当然ながら、この新たな制度は
30 古都保存法の指定都市の市街地における歴史的文化的資産を活かしたまち
31 づくりの推展開にも大きく寄与すると考えられる。

33 4 歴史的風致を保存・継承し、再生するまちづくり

35 (1) 新たなまちづくり制度の位置付け

1 新たなまちづくり制度について、国は、高い価値を有する歴史的文化的資
2 産を国民共有の資産として位置付け、その保存・継承・再生を通じてわが国
3 固有の文化力の向上、国民の誇りと郷土意識の醸成、地域の活性化を目標と
4 して見据え、文化財保護行政とまちづくり行政の連携強化、国と地方の協力
5 の充実を図りつつ、実際の施策を実行する基礎自治体である市町村による総
6 合的・一体的な取組みを支援するものとする必要がある。

7 この場合新たなまちづくり制度は、都市計画法、古都保存法、景観法等の
8 ように土地利用や建築の規制を中心とした既存制度を効果的に活用すると
9 ともに、既存制度では不十分な、市町村の総合的な計画に基づく文化財保護
10 行政とまちづくり行政の連携・協同、歴史的に価値のある資産の復原・再生
11 の支援、建築物の整備・伝統行事等への利用の促進等によるまちなみの再
12 生・創造を予算制度、税制、規制の特例措置を組み合わせる事業を、
13 総合的に支援する性格のものとするべきである。

14 このため、制度の対象となる歴史的文化的資産は、文化や観光の面におけ
15 るわが国の国際的な位置付けの向上や地域活性化を目的とし、より広い都市
16 を対象とするとともに、市街地を含むものとする観点から、古都保存法の「歴
17 史的風土」等と異なる新しい概念として明確化する必要がある。

18 19 (2) 新たな概念の明確化について

20
21 新たなまちづくり制度が対象とする概念は、わが国にとって歴史上価値の
22 高い建造物（この章でいう「建造物」は、建築物、庭園、土木工作物、遺跡、
23 古墳等を含む。）、及びその基盤となる地形、植生、水系はもとより周辺の鎮
24 守の森等の緑地や河川も含めた市街地が、住民等により行われる地域の歴
25 史・文化を反映した生業、行事、芸能等の伝統的な活動と一体となって良好
26 な市街地の環境を形成している状態であると言えよう。

27 この概念は、元来古都保存行政が対象としてきた「歴史的風土」が、古都
28 保存法 40 年の運用の蓄積により自然的環境を主として指すものであるとの
29 認識が卓越していること、また、景観法の取り扱う「景観」が、主に目に見
30 えるものの外観であるということもあり、これらと区別する必要がある。

31 これに対し、「伝統的建造物群保存地区」における「伝統的建造物群」の
32 定義に用いられている「歴史的風致」や、都市計画制度の「風致地区」に用
33 いられている「風致」は、建築物並びに緑地等の自然的環境の両方を含んだ
34 概念であることから、例えば「歴史的風致」と名付けた新しい概念として説
35 明することが考えられる。

36 歴史的風致を形成する要素は

1 ①核となる歴史上価値の高い建造物

2 国、地方公共団体が指定等を行う有形文化財、登録有形文化財である建
3 造物

4 ②周辺の一体をなす区域

5 核となる文化財を中心として、それ単体としては文化財としての価値を
6 有していないものや復原物も含めた形態的、用途的に一体をなす建造物
7 と、その基盤となる地形・植生・水系等の特定の場所性を感じさせる風
8 致により形成され、一定の広がりを持つ区域

9 ③住民等による伝統的な活動

10 ②の区域を舞台として、住民等の生活や生業のよりどころとなっている
11 陶芸、塗物、酒造等の産業、年中行事や祭といった、時代を超えて伝承
12 され、また時代特有の価値意識に応じて変化する伝統行事、能楽等の伝
13 統芸能といった無形の伝統的活動

14 歴史的風致は①②のような形のあるものと③のような形のないものが関
15 連性を持ちつつ、当該地域の歴史的風情・情緒・たたずまいといった良好な
16 環境を具現している有様である。形のあるもののみで中身を伴わなければ、
17 住民等の生活や生業の成立に裏付けられる持続性が担保されず、形のないも
18 のみでは伝統や文化を具現する場が位置付けられない。

20 (3) 新たな制度における国の支援のあり方

21
22 新たな制度の対象である歴史的風致は、様々な形で全国各地に存在するも
23 のであり、歴史的風致を保存・継承し、または再生するまちづくりは、基礎
24 自治体である市町村において、地域固有の歴史や特性を活かして進めること
25 が基本である。従って、市町村が当該行政区域内のまちづくりや文化財の保
26 存・活用の現状を踏まえ、対象となる歴史的風致の実体を明らかにした上で、
27 維持向上のために講ずるべき施策を示した総合的な計画を、都市計画等の関
28 連する計画との調和を保ちつつ策定し、実行するべきである。なお、この場
29 合、必要に応じ併せて市町村のマスタープランを見直すことも考えられる。

30 このような市町村の総合的な計画のうち、国が歴史的風致の維持向上に関
31 して示す基本方針に即し、歴史的風致の国家的な重要性・緊急性等の観点か
32 ら、当該基本方針に即して市町村が策定する計画を、申請に基づき評価して
33 認定したものについては、国が積極的・重点的に支援すべきである。

34 国が積極的・重点的な支援を行うべき区域は、

35 ① 核となる歴史的建造物が国の指定・選定に係る文化財であり、これを
36 中心として、その歴史的風致が相当程度の広がりをもつもの

- 1 ② わが国の伝統・文化の有様を国の内外に示す上で代表となるようなもの
2 の
3 ③ 失われるおそれのある歴史的風致が有効に保存・継承され、また、再生が可能ならしめるもの
4
5 ④ 市町村による土地利用規制等の取組が既に行われている、又は行われることが確実であるもの
6
7 であるべきである。

8 このような国の重点的支援の対象の限定は、それ以外の都市における従来の制度の活用による国の支援を否定したり制限したりするものではなく、引き続き、地域の実情に応じ歴史的文化的資産を活かしたまちづくりを推進するべきである。

13 (4) 国が講ずるべき支援の内容

14
15 国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

19 ① 市町村の総合的な計画に基づく文化財行政とまちづくり行政の連携・協同

- 20
21
22 ○ 国土交通省は文化庁等の関係省庁と連携または協同して、国として維持向上を図るべき歴史的風致に関する指針を作成し提示する。
23
24 ○ 市町村の総合的な計画において、文化財及び周辺環境の保存・修復・活用・防災等に関する基本方針を策定するよう位置付ける。
25
26 ○ 市町村の計画に基づく地域の意向を反映した施策を総合的に実施するため、屋外広告物規制、歴史的風致を再生するために復原する建造物及びその保護・修景のための植栽等の公園施設の設置、復原された資産や緑地等を含む都市公園の管理等について、都道府県に代わって市町村が実施できるようにする。
27
28
29
30
31 ○ まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業等を追加し、歴史的風致を活かした魅力的なまちづくりをより一層推進する。
32
33 ○ 関係者による協議会や、市町村の総合的な計画に位置付けられた事業に対する援助、参加、必要な土地の取得・管理等を行う公益法人またはNPO法人の活用により、地域の知恵や各種ノウハウを施策に反映する。
34
35 ○ 都道府県は、前項の協議会に参加するなど計画作成等を支援するとと
36

- 1 もに、計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をできるようにする。
2 ○ 市町村がまちづくりと歴史・文化に関する専門性の確保と反映を図る
3 ため、歴史的なまちなみの保存・修復・活用・防災等のための専門家の
4 派遣、情報の提供、相談等の必要な支援を行う。

6 ② 歴史的風致を形成する建造物の復原・再生の支援

- 7
8 ○ 市町村による指定及び届出勧告制度により保全する。
9 ○ 復原・修復・取得・移設や周辺の修景、景観支障物件の除却、伝統行
10 事の活性化等のソフト事業を行う民間、公益法人、NPO等を支援する
11 市町村に対して費用を助成する。この場合、必要な土地の取得に当たっ
12 ては、国公有地も活用する。
13 ○ 都市公園内における復原等を補助の対象とする。
14 ○ 郊外における復原を円滑化するため、開発許可の特例を設ける。
15 ○ 適切な管理を行うため、市町村等が管理を代行することができるもの
16 とする。

18 ③ 歴史的風致を尊重し調和を図ったまちなみの再生・創造

- 19
20 ○ 歴史的風致を形成する土地等を市町村等に譲渡し、公共・公用施設と
21 して利用する際の所得税等の減税措置を講ずるとともに、歴史的風致を
22 形成する建造物やその敷地を保有し、または相続する際の税負担を軽減
23 する措置を検討する。
24 ○ 歴史的な建造物の利活用を促進するため、建築物の用途を歴史的風致
25 にふさわしいものについて緩和するとともに、前面道路による高さ等の
26 制限を緩和し、また、容積率の最高限度等を定めること等のできる新た
27 な地区計画制度を創設する。
28 ○ 歴史的まちなみ景観の特性を維持するための修景・改築・防災対策を
29 促進、支援する。
30 ○ 住民による都市計画の提案のための調査費を助成する。
31 ○ まちづくり交付金事業の基幹事業に電柱電線類の移設を追加し、電線
32 の地中化や裏配線、軒下配線による道路の無電柱化の促進を図る。
33 ○ 歴史的価値のある堀割、水路、用水の維持保存、または修復・再生を
34 推進する。
35 ○ 都市公園内の地下等の活用による駐車場の整備を推進する。
36 ○ 区画整理に際し、歴史的風致の再生・創造に資する従前建築物の移転

1 について費用を助成する。

2 ○ バスターミナルの整備等により、歴史的風致の保存または再生に資す
3 る都市の交通システムの構築を推進する。

4 ○ 地域住民が協定を締結して、積極的に歴史的風致の保全・継承・再生
5 を図る活動を促進する。

6 7 5 報告に当たって

8
9 高度経済成長を経て安定期に入り、わが国の市街地は外縁的拡大の時代か
10 らストックを活用し成熟する時代へと移ったと言える。国民の価値意識も変
11 化し、平成 19 年の世論調査によると、美しく魅力ある国づくりを行う上で、
12 わが国に固有の自然や歴史的まちなみの保全・整備を進めるべきとの意見が
13 多い。平成 18 年、古都保存法施行 40 周年を記念して実施された「美しい日
14 本の歴史的風土 100 選」は、100 を大幅に上回る 698 件の推薦があったが、
15 これをわが国に広く都市の歴史性を見直すきっかけとして、100 選に選定さ
16 れた地域における取組の周知等、様々な手段を用いて、国民への普及啓発に
17 活用することが望ましい。

18 過去を大事にする意識への回帰は、国民生活の余裕の表ればかりではなく、
19 むしろ、現代の国民が忘れかけているわが国の歴史的価値の再発見の結果で
20 ある。世界各国の交流・往来が進む中で、わが国が国や地域の誇りやアイデ
21 ンティティを失わず、持続的に発展を続けるために、「歴史的風土」、「歴史
22 的風致」を、観光立国の実現に貢献し、経済発展と共存しつつ保存・継承し、
23 または再生することは、その重要性が益々高まっている。

24 政府においては、このような時代の潮流を的確に捉えつつ、「歴史文化都
25 市法」とでもいうような新たな立法措置を行い、国民の理解と地方との適切
26 な連携・協力の下、歴史の普遍性、時代を超えて変わらぬ価値を守り育て、
27 未来に向けて豊かな地域を構築していくことを、切に望むものである。

28
29 以上